

① 介護職員等に対する特定処遇改善加算の支給に関する規程

介護職員等に対する特定処遇改善加算の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖マリア会(以下「法人」という。)職員給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が2019年度の介護報酬改定において創設した介護職員等特定処遇改善加算(以下「特定加算」という。)に基づき法人の介護職員等に対し支給する特定加算金について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の正規職員または有期契約職員の別を問わず、法人の定める特定加算の対象職種職員に対し、特定加算金を支給する。ただし、配偶者特別控除の適用を希望する職員には、支給しない。

(支給額)

第3条 特定加算金の支給額は、特定加算の見込額の範囲内において、法人における経験や当該職員の業務や技能等を踏まえ、法人理事長が定める額とする。

(支給)

第4条 特定加算金の支給は、年2回(9月の給与支給日と3月の給与支給日)、当年度分を一時金として給与とは別に支給する。

(在籍の限定)

第5条 特定加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。